

横須賀市みどりの基本計画とは

1 横須賀市みどりの基本計画（以下、現行計画）とは

- みどりの基本条例第9条及び都市緑地法第4条に基づき、本市が策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する計画」のことであります。

計画期間 平成28年（2016年）3月～令和8年（2026年）3月（10年計画）

- 都市のみどりを対象に、それらを保全・創出するための「基本理念」や「みどりの将来像」などの目標を定め、それを実現していくための施策展開を示しています。
- 本計画で対象とする「みどり」は、「植物」だけではなく「様々なオープンスペース」「土地所有者や形態を限定しないみどり」など、幅広いものを対象とします。

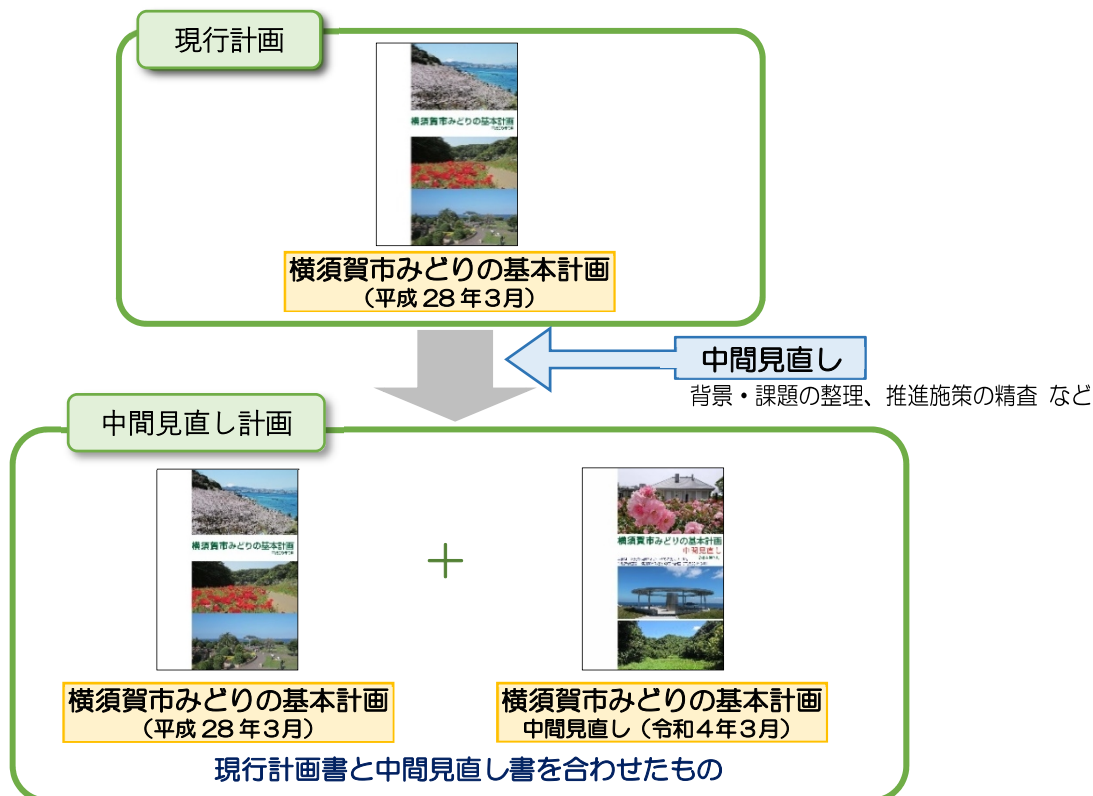
計画の対象

植物などのみどり	様々なオープンスペースのみどり	土地所有者や形態を限定しないみどり
樹木・草花などの植物	樹林地・草地・水辺地・岩石・農地などに類する土地が、単独または一体となって良好な自然環境や自然的景観を形成しているオープンスペース	公園・広場・街路樹などの公共施設や、民有地の庭や植栽など

- これにより、「みどりの保全」「緑化の推進」「都市公園の整備等」の施策を総合的に進めていくことができ、効果的、効率的に都市のみどりを保全・創出することができます。

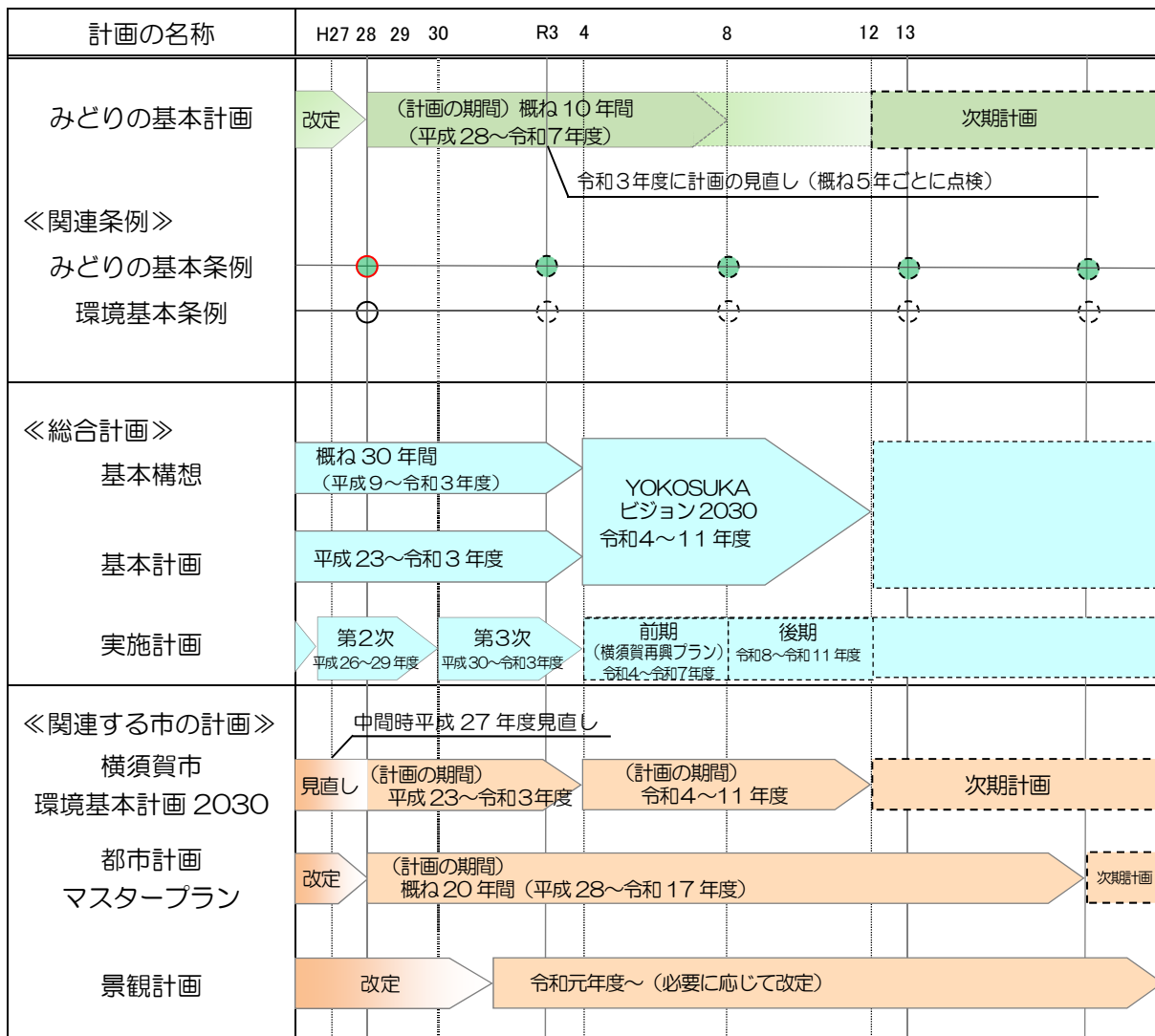
2 中間見直し計画とは

中間見直し計画は、現行計画書と中間見直し書を合わせたものです。



中間見直し計画とは

《現行計画書 P.8 第 I 章2(5):みどりの基本計画の改定時期の調整について追記など》



本市の関連計画の目標年度

目標年度 令和7年度（2025年度）まで

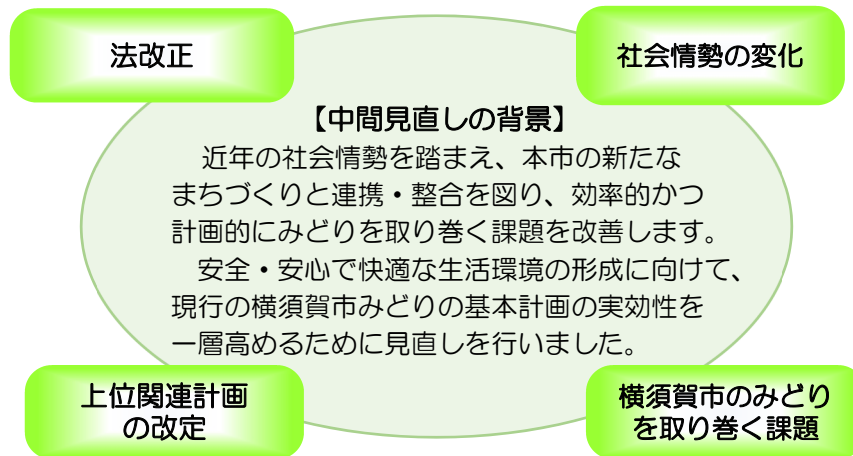
改定時期 令和8年3月（予定）

※みどりの基本計画は、総合計画等に即した分野別計画であるため、改定時期は、総合計画等の改定スケジュールと調整を図り、検討します。

↑一部更新 《みどりの基本計画の改定時期を調整する旨を追記》

4 中間見直しの背景

10年計画である現行計画が、計画期間の折り返し年となる5年目（令和3年（2021年）3月）を迎えるため、現行計画の実効性を高める観点で、中間見直しを行いました。

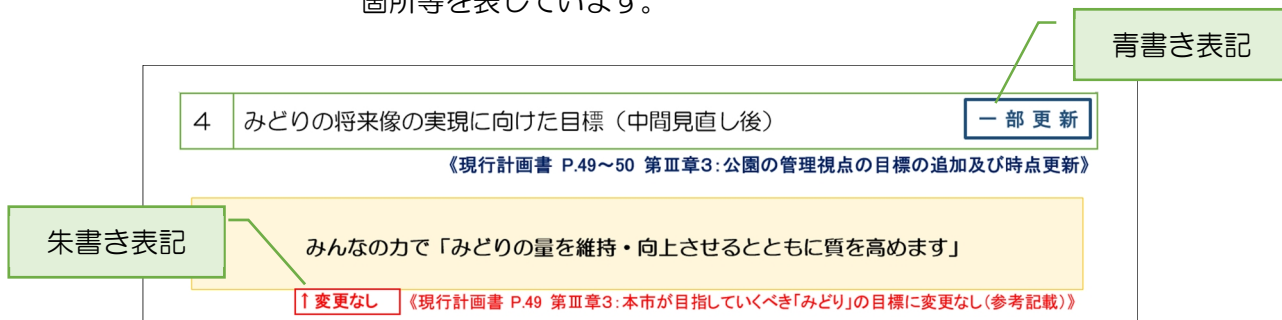


5 中間見直しポイント

- 01 新たな課題等を受け、精査するとともに、これまでの取組状況を踏まえた見直し
- 02 計画後半で尽力すべき施策の明確化
- 03 都市公園に関する取組を、公園管理の視点を加えて見直し

6 中間見直し書の見方

中間見直し書は、中間見直しにより、現行計画書の記載事項の追加事項等を取りまとめたものです。
※青書き及び朱書き表記：現行計画書の該当箇所の見直しレベル及び具体的な個別の特記すべき追加箇所等を表しています。



＜表記の凡例＞

更新	全面的に更新した事項。
一部更新	一部のみ追加または変更等した事項。

新規	全面新規追加した事項。
変更なし	変更はないが、重要事項等のため、参考記載事項。

中間見直し書の内容

1 前提事項の整理（中間見直し後）

一部更新

《現行計画書 P.38 第Ⅱ章3(2):現行計画策定後に顕在化した課題等を朱書きにて追加し、背景と課題等を再整理》

背景と課題（主なキーワード）

※朱書き箇所が、追加及び更新等した事項です。

①市の最上位計画（総合計画）

- YOKOSUKA ビジョン 2030
- 横須賀再興プラン

②関連法令等

- 都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法の改正
- みどりの基本条例（市）
- 都市緑地法（運用指針の改正）
- 生物多様性基本法
- 国土強靱化基本法
- （仮称）生物多様性国家戦略 2021
- 外来生物法
- ヒートアイランド対策大綱
- 首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン

③市の関連計画等

- 横須賀市環境基本計画 2030
- 都市計画マスタープラン
- 景観計画
- ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン
- 都市公園の整備・管理の方針（公園の配置や機能の適正化、公園の利活用の促進）

④社会情勢の変化

- 生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）
- 東日本大震災
- 超高齢社会の到来
- グリーンインフラ
- 流域治水への転換
- SDGs
- 気候変動への対応の必要性（自然災害の激甚化）
- 感染症への対応の必要性
- みどりの維持管理の推進
- ボランティアの活用
- 民有樹林地の保全
- デジタル社会におけるみどりの重要性
- 観光資源としてのみどりの活用

⑤市が抱える課題

- 急激な人口減少
- 少子高齢化
- 樹林地の荒廃（防災面から安全なみどりの保全）
- 特定外来生物等への対策の必要性
- 斜面緑地の崩壊のおそれ
- 農地の減少（生産緑地等の都市農地の保全・活用）

⑥市民意見・市外居住者イメージ

- 自然に恵まれている
- 自然に関する取組に対する一定の評価あり
- 本市の自然環境の良さは市外居住者に認知されていない
- 地域によって偏りある公園配置
- 都市公園施設等の老朽化
- 生物の生息環境が劣化している
- 里山的環境の減少
- 子育て世代の自然環境へのふれあいニーズ多数
- 自然環境にふれあえる場所やイベント等の情報を提供してほしい
- 自然環境の保全を進めてほしい
- 自然災害を防ぐための整備をしてほしい

⑦自然環境における課題

- 緑被率の低下
- 樹林地の荒廃（再掲）
- 極端気象による被害の増加
- みどりの防災機能の確保
- 特徴的な自然環境の減少
- みどりのネットワークの分断・縮小
- みどりの質の低下
- 生物多様性への配慮（生物の種・個体数の減少、生態系への影響）

⑧現行計画策定

（平成 28 年(2016 年) 3 月)以降の取組

- 現行計画（平成 28 年(2016 年) 3 月策定）の 60 の施策の内、9 割の施策で一定の成果あり
- みどりの基本条例の制定
- 緑被率調査の実施
- 里山的環境保全・活用事業の推進
- 横須賀エコツアー推進事業の実施
- 継承の森の設置
- 三浦半島自然環境に関わる行政連絡会議等他都市との連携
- 自然環境活動団体連絡会議の開催
- 市民緑地の設置
- 未達成・未着手施策の再検討・整理

みどりの基本計画に反映すべき事項(主なキーワード)

※朱書き箇所が、追加及び更新等した事項です。

○ 市民等のみどりとの関わり

- みどりに親しむ気運の高揚
- 豊かなみどりとみどりに対する意識や活動の継承
- みどりに対する市民等による活動の推進
- みどりを通じた環境教育・環境学習の推進
- 活動の場の確保
- 発展的な市民協働の推進
- みどりに精通した人づくり
- 自然環境に関する活動支援
- 様々な主体との連携・役割分担による取組
- **グリーンインフラの取組**
- **SDGs 達成を意識した施策展開**

○ 安全・安心への対応

- 誰もが安心して利用できるみどりの場づくり
- 公園施設等の防犯対策
- 都市公園等を防災・減災対策に活用
- 大規模災害時への備え
- 気候変動に起因する豪雨や大型台風への対応
- 適切な樹林地管理(倒木・土砂崩れ防止)
- **持続可能な流域治水**
- **安全性を最優先とした斜面緑地の保全**

○ 生物多様性の確保

- 生物多様性の確保の必要性
- 生物の生息環境等の変化への対応
- 自然環境の保全・再生・活用の推進
- 自然植生及び貴重な植物の保全
- 水辺環境の保全・再生
- **生物が生息する環境としての里山的環境の保全・再生**
- 生態系に配慮したみどりのネットワークの形成
- 外来生物への対策
- **本計画と生物多様性地域戦略との一体化を検討**

○ 身近なみどりの保全・創出

- 市街地のみどりの充実
- 目に見えるみどりの充実
- ヒートアイランド対策
- **CO₂吸収源としてのみどりの創出(都市緑化)**
- 公園施設等の老朽化対策
- 市民ニーズに配慮した公園等の適正配置
- **都市公園の管理方針(積極的な活用など)**
- **生産緑地の保全**
- **緑地・オープンスペースの確保**

○ みどりとふれあえる場づくり

- 身近に親しめふれあえるみどりの保全・創出
- 子どもや高齢者など誰でも利用しやすい場づくり
- プロムナードや散歩道の充実による回遊性の確保
- 健康の増進に向けた活用
- みどりによる人々の交流・観光への貢献(地域活性化)
- 自然環境に対する自主的な活動の促進
- みどりの積極的な活用
- **市民がみどりにふれあえる場としての里山的環境の再生・維持**
- **みどりを活用した観光の振興**

○ 横須賀らしい景観の保全

- 横須賀らしい都市景観や自然的景観等の保全
- 谷戸や斜面緑地など地形が織りなす特徴ある景観の保全
- 歴史的・文化的資産と一体となったみどりの保全と活用
- みどりを活かした街なみづくり
- 市の顔となる街なかの景観を彩るみどり

○ まとまりのあるみどりや貴重なみどりの保全

- **CO₂吸収源としてのみどりの保全(緑地保全)**
- 骨格となる丘陵部のみどりの保全
- 自然植生や天然記念物のみどりの保全

見直し結果

背景や課題を再整理し、現行計画を見直した結果、現行計画の骨格となる基本理念や将来像などは、それらの課題等に対応していることがわかりました。

しかし、より具体的な取組がのぞまれることから、新たに以下の4つの推進施策に、取り組むこととします。

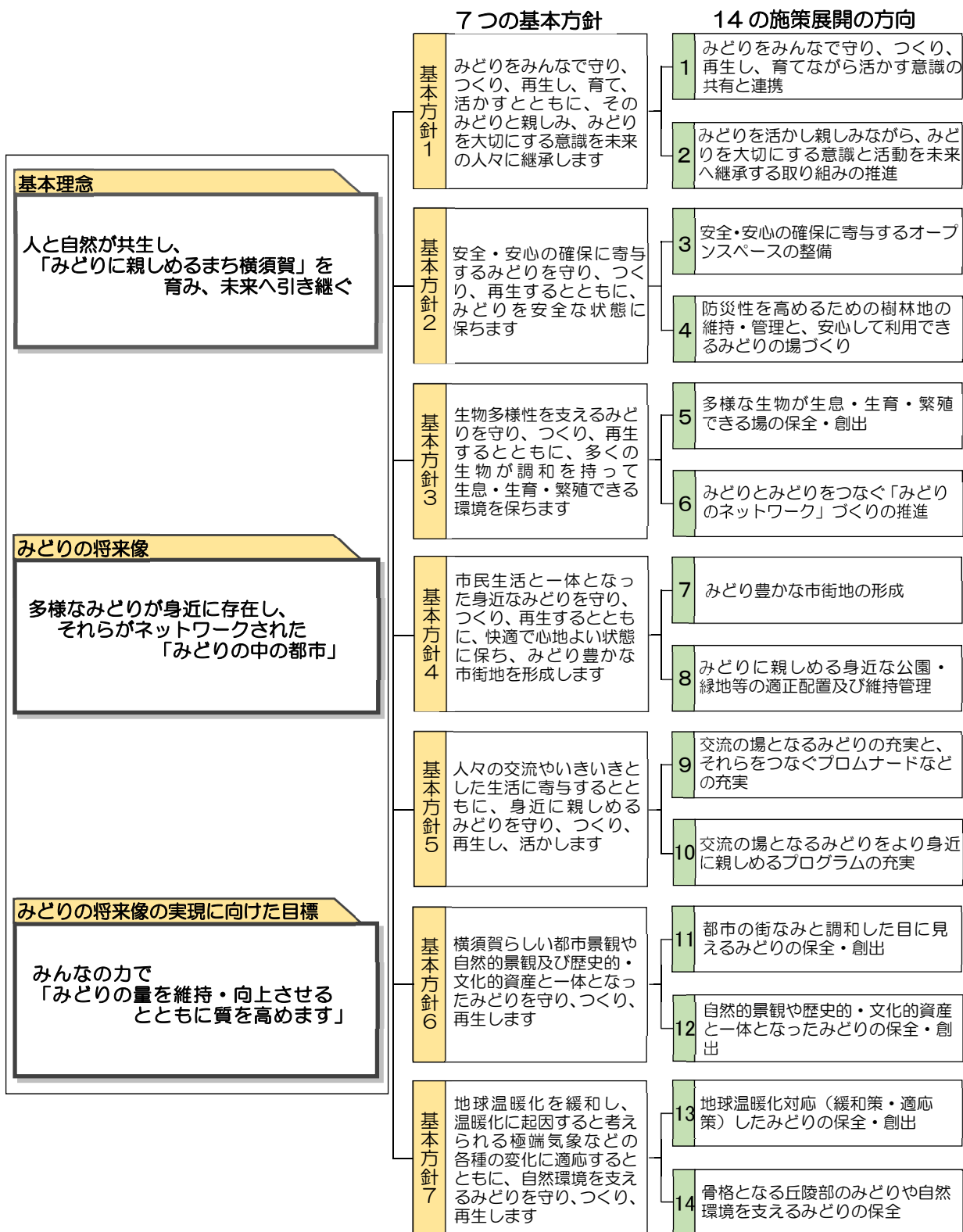
【新たな施策】

気候変動等に適応する樹林地の保全	生物多様性の確保に向けた取組
生産緑地の保全に向けた取組	新たな制度等の取組

※概要は、P.9~12をご覧ください。

《現行計画書 P.61 第IV章1:現行計画書から変更なし(参考記載)》

計画後半も、現行計画から引き続き、下記の基本理念等に基づき、目標の実現を図ります。



みどりの基本計画における目標と基本方針から施策展開の方向までの体系図

《現行計画書 P.45 第Ⅲ章1:「みどりの将来像」を、下段の表のとおり時点更新》

みどりの将来像図は、みどりの主な区域を枠取りし、道路や河川、海辺などのみどりを線で表現することで、将来のみどりの理想的な状態を表したものです。



現行計画書からの主な時点更新箇所

番号	更新内容	更新理由
①	名称変更：中央公園から平和中央公園へ	
②	名称変更：くりはまみんなの公園から久里浜1丁目公園へ	公園のリニューアル
	拠点の追加：久里浜1丁目公園を交流拠点とする (旧くりはまみんなの公園を自然の拠点から削除し、交流拠点のみとする。)	
③	名称変更：かがみ田谷戸から野比かがみ田緑地へ	都市公園化
④	名称変更：長坂5丁目市民緑地(沢山池の里山)から(沢山池の里山)へ	市民緑地から都市公園化(予定地)
⑤	拠点の追加：夏島公園を交流拠点とする	交流視点としての新規位置付け
⑥	拠点の追加：馬堀自然教育園を交流拠点とする	公開開始、交流視点としての新規位置付け
⑦	拠点の追加：千代ヶ崎砲台跡を交流拠点とする	都市公園化、交流視点としての新規位置付け
⑧	拠点の追加：走水水源地公園を交流拠点とする	交流視点としての新規位置付け
⑨	拠点の追加：久里浜1丁目第2公園を交流拠点とする	公園のリニューアル
⑩	拠点の追加：平和中央公園を自然拠点とする	都市公園化、自然視点としての新規位置付け
⑪	拠点の追加：走水水源地公園を自然拠点とする	自然視点としての新規位置付け
⑫	拠点の追加：長井海の手公園(ソレイユの丘)を自然拠点とする	現況より位置付けの変更
⑬	拠点の変更：富浦公園を交流拠点から自然拠点へ変更する	

みんなの力で「みどりの量を維持・向上させるとともに質を高めます」

↑変更なし 《現行計画書 P.49 第三章3:本市が目指していくべき「みどり」の目標に変更なし(参考記載)》

計画後半も、現行計画から引き続き、みどりの将来像、「多様なみどりが身近に存在し、それらがネットワークされた『みどりの中の都市』」の実現に向け、本市が目指していくべき「みどり」における目標を上記のとおりします。

なお、計画後半からは、この目標の達成に向けた「みどりの質を高める」事項の中に、公園の管理視点を加えました。

(1) みどりの量の維持・向上

- 緑被率（約54.5%）の維持・向上を目指します。

↑一部更新 《数値目標である緑被率を、平成27年度の最新値に更新》

- 近郊緑地保全区域（2地区：約1,012.0ha）及び風致地区（5地区：1,355.7ha）を維持し、みどり豊かなまちづくりを目指します。

- 都市公園面積（約571ha）を維持していくとともに、適切な配置を目指します。

↑一部更新 《数値目標である都市公園面積を最新の令和2年度末の値に更新及び市民一人当たりの公園面積の取扱を削除》

➡ 本市の市民一人当たりの公園面積は、14.67㎡/人（令和2年3月31日時点）で、県内の自治体の中では、特に整備が進んでいると言えます。

これらの都市公園を、今後も市民に親しまれるとともに、集客性と魅力あるまちづくりに寄与し続けられるよう、市民ニーズに応えられる公園の整備及び改修等に努めます。

(2) みどりの質を高める

- 目に見える「みどり」を増やします。
- より身近に親しめる「みどり」を増やします。
- 多様な生物が生息・生育・繁殖できる場の再生を目指します。
- 特定外来生物等の排除を目指します。

- 市民のニーズに合った都市公園の整備・管理を推進します。

- 官民連携による都市公園の積極的な活用を推進します。

公園の管理視点

↑新規 《公園の管理の視点を加えた目標を新規追加》

➡ 本市はこれまで、全国に先駆け公園のPFI事業を進め、プロ野球球団等との連携やPark-PFI実施等の官民連携事業に取り組むなど、公園行政の先進的な自治体であると認識しています。

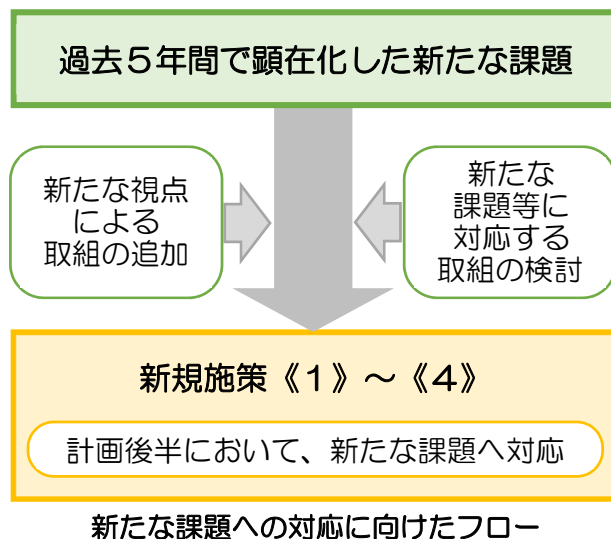
今後もこうした官民連携を進め、市民のニーズに応じた都市公園の整備や管理とともに、活用も促進します。なお、その際には、パークマネジメント*1の視点を取り入れます。

*1 パークマネジメントとは、行政だけではなく、民間や市民等と連携し、公園の整備や管理をすること。これにより、市民ニーズに合った質の高い公園の管理等を図る。

《計画期間後半に注力すべき事項に対応した新規施策の位置付け、既存施策の再整理結果（今後の施策の取扱い）の新規追加》

（1）新たな視点で取り組む推進施策の位置づけ

今後、特に注力すべき事項に対応した4つの推進施策を位置づけました。

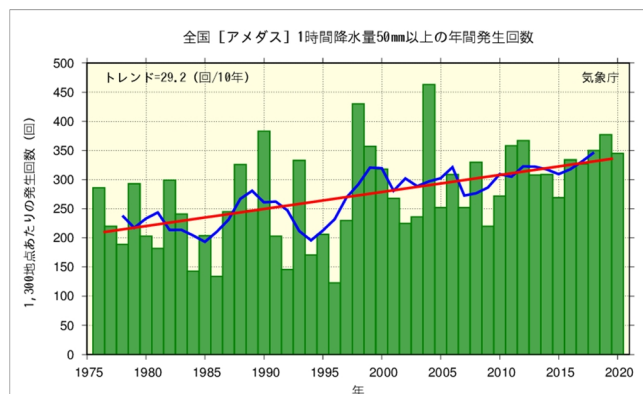


新規施策 No.1 気候変動等に適應する樹林地の保全

課題 ● 気候変動に起因する豪雨や大型台風への対応

- 適切な樹林地管理
(倒木・土砂崩れ防止)
- 安全を最優先とした斜面緑地の保全

- 取組**
- 小流域を含む斜面緑地全体の安全確保のための課題整理等を実施する。
 - ナラ枯れの経過観察を実施するとともに、補助制度の運用を図る。
 - 安全性を第一に考えた民有樹林地の保全手法を検討する。



全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数の経年変化(1976～2020年)

出典：気象庁ホームページ

(https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/extreme/extreme_p.html)



斜面地と近接した民家（横須賀市内の谷戸地域）



ナラ枯れ被害状況（横須賀市内）

新規施策 No.2 生物多様性の確保に向けた取組

- 課題**
- 生物多様性の確保の必要性
 - 生物が生息する環境としての里山的環境の再生・保全
 - 本計画と生物多様性地域戦略*2の一体化を検討
 - 市民がみどりにふれあえる場としての里山的環境の再生・維持

- 取組**
- みどりの基本計画と生物多様性地域戦略の一体化に向けた必要な検討を行う。
 - 里山的環境保全・活用事業の民間参入に向けた体制づくりを行う。
 - 生物多様性の確保に向けた生物等の調査及び保全手法の検討、人々が身近な自然にふれあえる場と機会の提供を行う。



生物多様性が豊かな都市のイメージ

出典：国土交通省_生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き
(<https://www.mlit.go.jp/common/001231886.pdf>)

*2 生物多様性地域戦略とは、生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。



トウキョウサンショウウオ



復田作業



樹林地管理

新規施策 No.3 生産緑地の保全に向けた取組

課題 ●生産緑地*³の保全

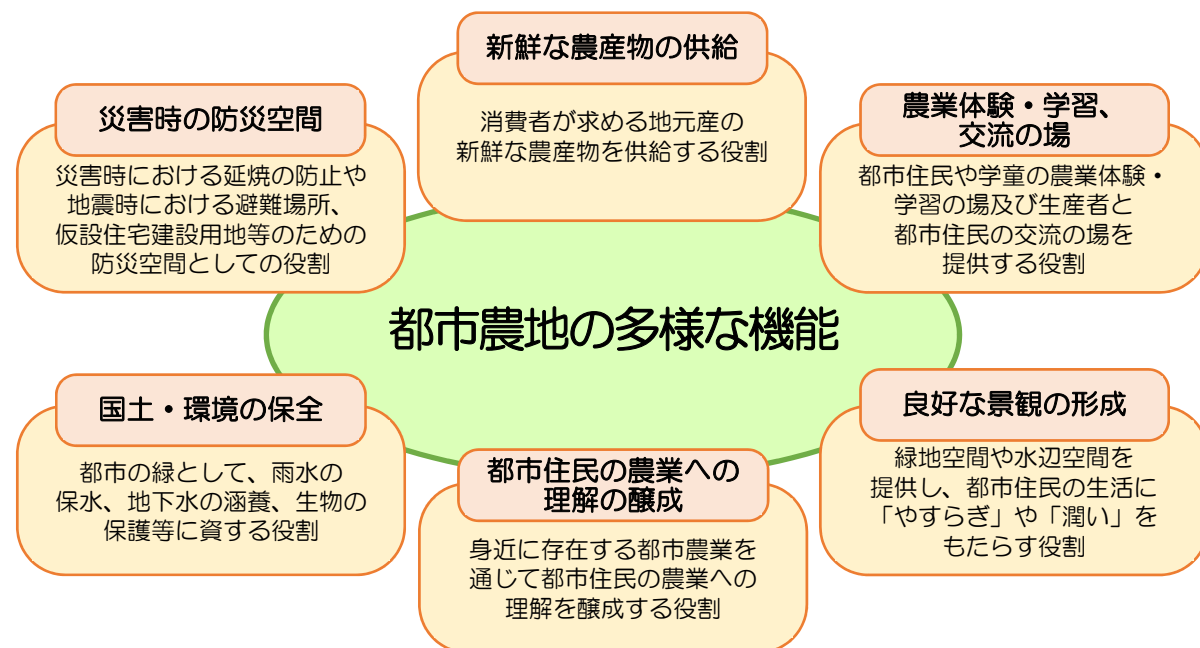
取組 ●期限を迎える生産緑地を、特定生産緑地に移行するため
に、関係機関と協力し、地権者に対して情報提供を行う。

*3 生産緑地とは、「生産緑地法」に基づき、市街化区域内の農地を保全し、良好な都市景観の形成を図るため指定される。また、都市計画法に基づく地域地区として指定される。

<参考>

都市農地の機能

都市農業振興基本法の第3条に規定されるとおり、都市農地は、新鮮な農産物の供給の他に多様な機能があるとされています。



都市農地の機能図

出典：農林水産省・国土交通省_都市農業振興基本法のあらまし



都市の緑地として位置づけられている生産緑地

新規施策 No.4 新たな制度等の取組

- 課題**
- 緑地・オープンスペースの確保
 - グリーンインフラ*4の取組
 - 持続可能な流域治水

- 取組**
- 市民緑地認定制度*5の運用に必要な体制整備を行う。
 - 防災等の機能を有したグリーンインフラの推進に関して、必要な情報を精査し、導入可能な取組を検討する。
 - 流域治水の観点から、河川流域の安全性に関する必要な調査を行う。

*4 グリーンインフラとは、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考えや取組。

*5 市民緑地認定制度とは、民有地を地域住民の利用に供する緑地として、設置・管理する者が設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。



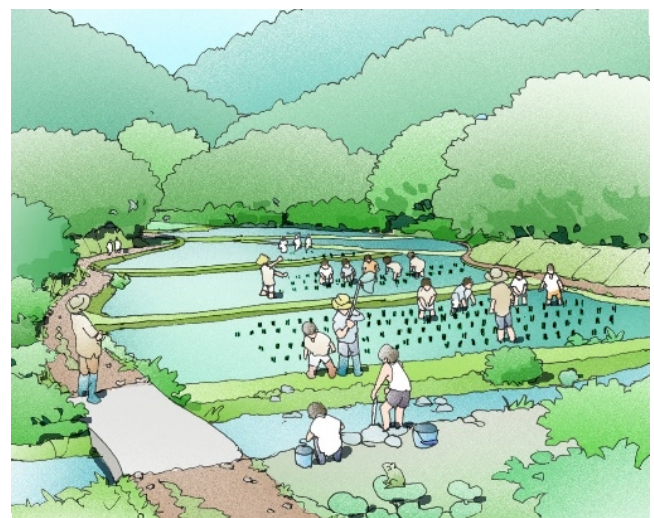
グリーンインフラの例
(雨水の浸透による減災・良好な景観形成・気温上昇の抑制)



防災・減災
(樹林地の適切な維持管理による斜面林の崩壊の防止)



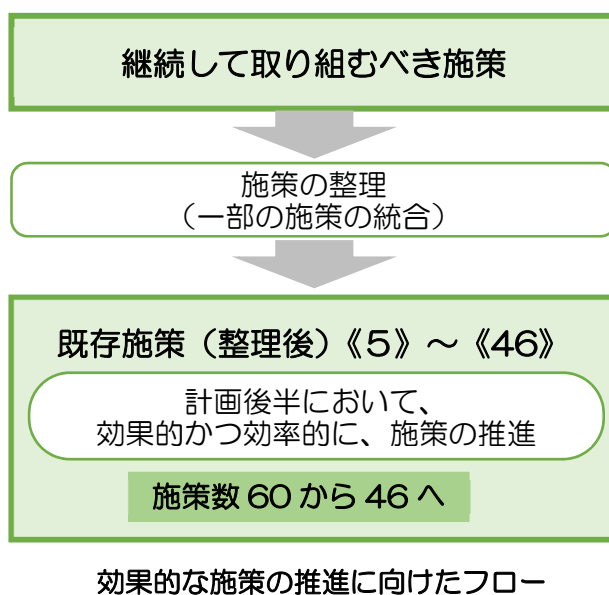
健康の増進
(自然の中での運動及び憩いの場の提供)



生物多様性の確保
(生物の生息・生育・繁殖の場の確保) (里山的環境を再生した公園づくり)

(2) 推進施策の整理

集中的に、より効率的かつ効果的に推進施策に取り組むため、推進施策の整理を行いました。



(3) 都市公園に関する推進施策の見直し

平成 29 年度（2017 年度）の都市緑地法の改正によって、法定記載事項となった公園管理の視点を加えて都市公園に関する推進施策を見直しました。

現行計画 No.	施策名
31	都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討
33	都市公園等の安全・安心対策の推進
34	個性と魅力ある都市公園等の充実と積極的な利活用の促進
35	みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進
36	都市公園等に関する積極的な情報発信の推進
37	歴史的資産と一体となったみどりの積極的な活用の推進
57	みどりの積極的な活用の推進



中間見直し計画 No.	施策名
25	市民の豊かな暮らしに活かすための公園づくり
26	集客や魅力あるまちづくりに資する公園の整備・管理
27	自然とふれあえる公園や生物多様性に配慮した公園の整備・管理
28	安全・安心と防災力のある公園づくり
29	効率的かつ効果的な公園の整備・活用の促進

(4) 推進施策の将来的なゴールの可視化

推進施策ごとに、国際社会全体の開発目標である SDGs のゴールと関連付けました。これにより、計画後半は、将来的なゴールを意識したうえで、推進施策を進めます。

SDGs目標 1：貧困 5：ジェンダー 9：インフラ、産業化、イノベーション 13：気候変動 17：実施手段
 2：飢餓 6：水・衛生 10：不平等 14：海洋資源
 3：保健 7：エネルギー 11：持続可能な都市 15：陸上資源
 4：教育 8：経済成長と雇用 12：持続可能な消費と生産 16：平和

推進施策一覧（中間見直し後）

項 (大柱)	施策展開項目 (中柱)	新施策 NO.	推進施策（小柱）	今後の取組		本書掲載 ページ	SDGs マッピング
				評価	進行管理		
取 新 り た 組 な む 視 推 進 で 施 策		1	気候変動等に適応する樹林地の保全	-	継進 (拡充・新)	P.47	11 持続可能な都市、13 気候変動、15 陸上資源
		2	生物多様性の確保に向けた取組	-	継進 (拡充・新)	P.47	4 質の高い教育、11 持続可能な都市、14 海洋資源、15 陸上資源
		3	生産緑地の保全に向けた取組	-	継進 (拡充・新)	P.47	2 健康な食生活、11 持続可能な都市、15 陸上資源
		4	新たな制度等の取組	-	継進 (拡充・新)	P.48	9 産業とイノベーション、11 持続可能な都市、17 持続可能なパートナーシップ
【I】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策	(1) まとまりのあるみどりを守る	5	近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続	A	継進	P.48	11 持続可能な都市、15 陸上資源
		6	「湘南国際村めぐりの森」及び「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に関する緑地の保全・再生等	A	継無	P.48	15 陸上資源、17 持続可能なパートナーシップ
		7	(仮称) 三浦半島国営公園の誘致の推進	B	継無	P.49	3 健康な生活、11 持続可能な都市、15 陸上資源、17 持続可能なパートナーシップ
		8	自然保護奨励金制度による支援の継続	A	継無	P.49	15 陸上資源、17 持続可能なパートナーシップ
	(2) 様々な法令に基づき、みどりを守る	9	保安林制度の適切な運用による保全の継続	A	継進	P.49	13 気候変動、15 陸上資源、17 持続可能なパートナーシップ
		10	風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進	A	継進	P.49	11 持続可能な都市、15 陸上資源
		11	土地利用調整関連条例（市）の適切な運用	A	継進	P.50	11 持続可能な都市、15 陸上資源
		12	保存樹木指定の検討	C	継無	P.50	11 持続可能な都市、15 陸上資源
	(3) 生物多様性の確保に貢献するみどりを守る	13	自然林保全制度の運用《みどりの基本条例関連》	A	継進	P.50	15 陸上資源
		14	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の適切な運用	A	継無	P.51	11 持続可能な都市、15 陸上資源
		15	指定文化財（天然記念物）の保全の継続	A	継進	P.51	4 質の高い教育、15 陸上資源
		16	水辺環境の保全と再生の推進	B	継進	P.51	6 清潔な水と衛生、14 海洋資源
		17	外来生物対策の推進	A	継進	P.52	4 質の高い教育、11 持続可能な都市、15 陸上資源
	(4) みどりの安全性を高める	18	公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施	B	継無	P.52	11 持続可能な都市
	(5) 市街地のみどりを守る	19	市街化区域内樹林地保全支援制度の運用《みどりの基本条例関連》	A	継進	P.52	11 持続可能な都市、15 陸上資源
		20	みどりの寄付制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	A	継進	P.52	11 持続可能な都市、15 陸上資源
		21	景観重要樹木の指定による保全の継続	B	継無	P.53	11 持続可能な都市、15 陸上資源
		22	谷戸地域のみどりの再生に向けた検討	C	継無	P.53	11 持続可能な都市、15 陸上資源
	(6) 農地のみどりを守る	23	農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続	A	継進	P.53	2 健康な食生活、8 経済成長と雇用、12 持続可能な消費と生産、15 陸上資源

評価【A】：さらなる進捗率の向上、または維持すべき施策の推進 【B】：進捗率を高めるべき施策の推進、または継続すべき施策の推進
 【C】：進捗していない理由を確かめ、実施すべき施策を推進する、またその他の施策は次回の改定時に、扱いを検討する

進行管理【継進（拡充・新）】：新たな視点で取り組み、年次報告等の進行管理を行う施策

【継進】：これまでどおり、継続して取り組む施策（年次報告：毎年度）

【継無】：これまでどおり、継続して取り組む施策（年次報告：適宜）

項 (大柱)	施策展開項目 (中柱)	新施策 NO.	推進施策（小柱）	今後の取組		本書掲載 ページ	SDGs マッピング						
				評価	進行管理		3	4	11	13	15		
【Ⅰ】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策	(1) 身近にふれあえるみどりの充実	24	横須賀エコツアーの推進	A	継進	P.53							
		25	市民の豊かな暮らしに活かすための公園づくり	-	継進 (拡充・新)	P.54							
		26	集客や魅力あるまちづくりに資する公園の整備・管理	-	継進 (拡充・新)	P.54							
		27	自然とふれあえる公園や生物多様性に配慮した公園の整備・管理	-	継進 (拡充・新)	P.54							
		28	安全・安心と防災力のある公園づくり	-	継進 (拡充・新)	P.55							
		29	効率的かつ効果的な公園の整備・活用の促進	-	継進 (拡充・新)	P.55							
	(2) 公共施設のみどりを つくる	30	【港湾】港湾緑地などの維持・整備の推進	B	継進	P.56							
		31	【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進	A	継進	P.56							
		32	【河川】河川環境の整備の推進	A	継進	P.56							
		33	公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用	A	継進	P.57							
	(3) 民有地のみどりを つくる	34	民有地緑化支援制度の適切な運用 《みどりの基本条例関連》	A	継進	P.57							
		35	記念植樹の促進に向けた検討	C	継無	P.57							
	(4) 様々な法令 や制度 に基づき、 みどりを つくる	36	「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進	A	継無	P.58							
		37	緑地協定制度の継続《みどりの基本条例関連》	B	継進	P.58							
	【Ⅱ】みんなでみどりを保全・創出するための推進施策	(1) みどりを 次世代に 引き継いで いく	38	継承の森における活動の推進	A	継無	P.58						
39			みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施	C	継無	P.59							
40			みどりに対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進	A	継無	P.59							
41			自然に関する環境教育・環境学習の実施	A	継進	P.59							
42			みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報発信の推進	A	継無	P.59							
(2) 様々な主体 との連携		43	県及び近隣自治体との広域的な連携の推進	A	継無	P.60							
		44	産・学・官等の連携及び役割分担によるみどりの保全・創出等の推進	A	継無	P.60							
(3) みんなのみ どりをみん なで守り、 つくり、 再生し、 育てながら 活かす		45	市民による花いっぱい運動の実施	A	継無	P.60							
		46	自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進	A	継無	P.60							

※上記表中の「掲載ページ」が、中間見直し書における記載ページです。

※個別推進施策の詳細は、中間見直し書（P.47～60）をご覧ください。

※評価及び進行管理の詳細については、中間見直し書（P.89）をご覧ください。

SDGs（持続可能な開発目標）

平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された令和12年(2030年)を期限とする国際社会全体の開発目標です。

全ての国が行動し「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現するため、17のゴール(目標)・169のターゲット(取組)から構成されています。



※2016年のEATフォーラムにてヨハン・ロックストロム博士とパヴァン・スクデパ氏が共同で開発したイラストを元に©シヤパンが作成。

出典：コンサベーション・インターナショナル・ジャパン

SDGs目標

- | | | |
|---------|--------------------|---------|
| 1：貧困 | 7：エネルギー | 13：気候変動 |
| 2：飢餓 | 8：経済成長と雇用 | 14：海洋資源 |
| 3：保健 | 9：インフラ、産業化、イノベーション | 15：陸上資源 |
| 4：教育 | 10：不平等 | 16：平和 |
| 5：ジェンダー | 11：持続可能な都市 | 17：実施手段 |
| 6：水・衛生 | 12：持続可能な消費と生産 | |

横須賀市自然環境共生課

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

TEL：046-822-8559 FAX：046-821-1523

E-mail：ne-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

令和4年3月発行

「横須賀市みどりの基本計画」は、
本市ホームページでもご覧いただけます。

横須賀市みどりの基本計画

検索

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5555/kaitei/kaitei.html>

